

福岡県外から受検を希望される皆様

福岡県立福岡高等視覚特別支援学校

県外居住者の福岡県立福岡高等視覚特別支援学校への志願手続について

県外に居住している福岡県立福岡高等視覚特別支援学校志願者の入学志願手続については下記のとおりとなっております。御理解と御協力をお願いします。

1 入学志願手続

県外に居住している志願者は、入学願書提出時まで、現住所のある都道府県の教育委員会が作成した県外受検許可依頼書を福岡県教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、許可を受けるには次に掲げる各号のいずれかに該当する者であることを要する

- (1) 入学の日までに本科受検者は保護者とともに県内に転居することが確実である者（専攻科受検者は別途御相談ください）
- (2) 居住する都道府県内の特別支援学校に設置されていない学科に入学を希望する者であって、原則として入学の日までに県内に転居することが確実である者
- (3) 県内の福祉施設等に入所している者、又は入学の日までに入所することが確実である者
- (4) (1)～(3)のほか、福岡県立特別支援学校を志願することについて、やむを得ない事情があると福岡県教育委員会が認める者

2 受検許可手続

- (1) 志願者から地元都道府県教育委員会（以下「地元教委」という。）に本県高等部受検の申出、相談等
- (2) 地元教委から本県教育委員会に口頭で事前協議
- (3) 本県教育委員会から手続について説明、様式等の送付
- (4) 地元教委から本県教育委員会に受検許可依頼文書、転居予定申出書、及び身元引受書（志願者が未成年の場合で、かつ、保護者とともに転居しない場合）を提出
- (5) 本県教育委員会から地元教委に受検許可文書を送付
- (6) 合格決定後、入学の日までに、志願者から本県教育委員会に転居後の住民票（写し可）を提出（学校経由）

福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課学事企画係

TEL:092-643-3909 FAX:092-643-3884

県外居住者の受検手続の流れ

以下の①～⑥の手順に沿って県外受検手続を行ってください。なお、入学の日までに福岡県内に転居することが前提となりますので十分ご注意ください。

① 受検を希望

- ア 居住地の都道府県教育委員会に本校の受験を希望する旨を伝えてください。
- イ 居住地の都道府県教育委員会に県外受検許可依頼書の作成をお願いしてください。
- ウ 居住地の都道府県教育委員会と福岡県教育委員会が県外受検に関する事務手続を行います。
- エ 福岡県教育委員会から県外受検の許可通知が本校に届きます。
- オ 本校から県外受検の許可がおりたことをお知らせします。

② 願書の配布（12月中旬）

③ 願書の提出（2月上旬）

④ 入学検査（3月上旬）

⑤ 合格発表（3月中旬）

- ア 転居の準備をすすめてください。本校寄宿舍への住民票の異動も可能です。
- イ 福岡県内で居住する自治体の役所にて、住民票の異動手続を行ってください。本校寄宿舍の場合は筑紫野市役所となります。
- ウ 転居後の住民票を取得し、本校へ提出してください。

⑥ 入学（4月上旬）